

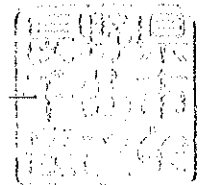
公 告

農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第4条の5第1項第27号の規定に基づく千曲市の地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画を策定するので、同号の規定により公告し、当該計画の案と当該計画を策定しようとする理由を次のとおり縦覧に供する。

本市の住民は、当該計画の案について令和4年5月9日までに市に意見書を提出することができる。

令和4年4月8日

千曲市長 小川 修



1 縦覧期間

自 令和4年4月9日から
至 令和4年5月9日まで

2 縦覧場所

千曲市役所 経済部農林課
(所在地 千曲市杭瀬下二丁目1番地)

3 意見書の提出

意見書の提出については、縦覧場所に備え付けの「千曲市千曲地域の農業の振興に関する計画案に対する意見書の提出について」によること。